

平成30年度南島原市利用者負担額について

保育料は、子どもの保護者（父・母）の市民税額の合計額で決定します。ただし、保護者（父・母）の年間収入が生活保護基準額より少ない場合は、同居している家族で家計の主宰者（祖父または祖母）の税額まで保育料決定の算定対象となります。

●幼稚園、認定こども園（教育部分）

階層	階層区分	区分	一般世帯		ひとり親世帯等（※1）		
			国	市	国	市	
1	生活保護世帯	1子 2子	0	0	0	0	
2	市民税非課税世帯 【均等割のみの世帯を含む】	1子	3,000	3,000	0	0	
		2子	0	0	0	0	
3	割市課民 税税世 所得	77,101円未満	1子	10,100	10,100 (14,100)	3,000	3,000
4		211,201円未満	1子	20,500	19,500	20,500	19,500
5		211,201円以上	1子	25,700	23,100	25,700	23,100

【保育料の納め方】

- 1) 認定こども園を利用している人は、直接園へ納めてください。
- 2) 保育所及び北有馬幼稚園を利用している人は、市へ納めてください。

※原則、口座振替です。

※小学3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に2子目は半額、3子目以降については無料となります。

なお、2・3階層の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

※ひとり親世帯等の3階層の世帯は、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントし、2子目以降は無料となります。

※平成29年4月から一般世帯の軽減を拡充し、2階層の世帯においては、2子目は無料となります。

※平成30年4月から一般世帯の軽減を拡充し、3階層の世帯については、月額10,100円となります。

※北有馬幼稚園については（ ）の金額となり、条例を改正した後に軽減を適用し、対象世帯に対し、平成30年4月にさかのぼり差額を返納します。

●保育所、認定こども園（保育部分）：一般世帯

階層	階層区分	区分	3歳以上児				3歳未満児				
			国		市		国		市		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	1子	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	市民税非課税世帯	1子	6,000	6,000	5,000	4,500	9,000	9,000	7,000	6,300	
		2子	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	市民税所得割課税世帯	48,600円未満 【均等割のみの世帯を含む】	1子	16,500	16,300	13,000	11,700	19,500	19,300	15,000	13,500
4		97,000円未満	1子	27,000	26,600	20,000	18,100	30,000	29,600	22,000	19,900
5		169,000円未満	1子	41,500	40,900	26,000	23,500	44,500	43,900	30,000	27,100
6		301,000円未満	1子	58,000	57,100	30,000	27,100	61,000	60,100	36,000	32,500
7		397,000円未満	1子	77,000	75,800	33,000	29,800	80,000	78,800	41,000	37,100
8		397,000円以上	1子	101,000	99,400	33,000	29,800	104,000	102,400	41,000	37,100

※小学校就学前の範囲において、施設を利用する最年長の子どもから順に、2子目は半額、3子目以降は無料となります。

なお、「市民税所得割額が57,700円未満」の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

※平成29年4月から軽減を拡充し、2階層の世帯においては、2子目は無料となります。

●保育所、認定こども園（保育部分）：ひとり親世帯等（※1）

階層	階層区分	区分	3歳以上児				3歳未満児				
			国		市		国		市		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	1子	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	市民税非課税世帯	1子	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	市民税所得割課税世帯	48,600円未満 【均等割のみの世帯を含む】	1子	6,000	6,000	6,000	5,350	9,000	9,000	7,000	6,250
4		77,101円未満	1子	6,000	6,000	6,000	6,000	9,000	9,000	9,000	9,000
5		97,000円未満	1子	27,000	26,600	20,000	18,100	30,000	29,600	22,000	19,900
6		169,000円未満	1子	41,500	40,900	26,000	23,500	44,500	43,900	30,000	27,100
7		301,000円未満	1子	58,000	57,100	30,000	27,100	61,000	60,100	36,000	32,500
8		397,000円以上	1子	77,000	75,800	33,000	29,800	80,000	78,800	41,000	37,100

※「市民税所得割額が77,101円未満」の世帯は、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントし、2子目以降は無料となります。

※平成29年4月から軽減を拡充し、4階層の「市民税所得割額が77,101円未満」の世帯の場合、3歳以上児は月額6,000円、3歳未満児は月額9,000円となります。

（※1）ひとり親世帯等とは、ひとり親、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯、特別児童扶養手当を受給されている世帯等です。

【保育料決定に関する注釈】

- 1) 保育料の見直しが年度途中の9月に行われます。平成30年8月分までは「平成29年度の市民税額」で、9月分以降の保育料は「平成30年度の市民税額」で決定されます。
- 2) 保育料は、4月1日現在の年齢で決定されます。年度途中で3歳に達しても、保育料は変わりません。

【南島原市すこやか子育て支援事業（保育料の軽減）】

- 1) 南島原市では、多子世帯の経済的負担の軽減を目的に、小学校4年生以下の子どもが世帯に2人以上いる場合は、認定こども園、保育所、幼稚園を対象に、第2子を半額に、第3子以降の保育料を「無料」にしています。さらに、平成28年4月から、就学前の児童が2人同時に、認定こども園、保育所、幼稚園を利用した場合、2人目の保育料を「無料」にしました。
- 2) 所得制限はありません。
- 3) 軽減の対象は、1号認定・2号認定・3号認定を受けた子どもです。保育料の軽減を受けるためには「申請が必要」です。



【認定こども園・保育所の問合せ先】
こども未来課 こども支援班
(TEL) 0957-73-6652

【北有馬幼稚園の問合せ先】
学校教育課 学校教育班
(TEL) 0957-73-6702

